

佐賀県地域防災計画の修正

～ 救える命を救いたい～

保健医療部門の指揮調整機能強化

資料：平成30年3月22日第53回佐賀県防災会議資料より抜粋

1

主な修正項目

I 国の防災基本計画の修正(H30. 6)を踏まえた修正

- (1) 関係法令の改正
- (2) 最近の災害対応の教訓
- (3) 避難勧告の発令対象区域に関する記載の追加

II 保健医療部門の指揮調整機能強化

- (1) 「保健医療調整本部」の設置
- (2) 健康福祉対策部と男女参画・こども対策部の統合
- (3) 救護所の設置場所の変更
- (4) 保健医療福祉ボランティアに関するルールの追記

III 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関を追加指定・登録

IV 玄海原子力発電所1号機の冷却告示に伴う対応

V 避難所運営における男女共同参画の視点に関する記載の充実

VI その他

2

保健医療部門の指揮調整機能強化

(1) 保健医療活動に係る国からの体制整備通知の概要

災害時に「防ぎえた死と二次健康被害の最小化」のための課題

- 災害時の保健医療対策3本柱の強化
3本柱: ①医療救護(救急)、②保健予防活動、③生活環境衛生対策
- 指揮調整(マネジメント)部門の混乱とミスマッチの解消
2つのミスマッチ: ニーズとリソース、支援と受援
(過去の災害の振り返りより)



課題解消のための国からの要請事項

- 保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置すること
- その業務を補助するために外部からの人的支援(DHEAT※他)を求めること(外部からの支援の「受援体制を整備」しておくこと)

DHEAT: 災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Team)

被災都道府県以外の都道府県から派遣される保健所医師、保健師等により構成される支援チーム

3

(2) 災害時の保健医療活動に関する主な修正内容

- ① 「保健医療調整本部」の設置
 - 健康福祉対策部内に「保健医療調整本部」を設置
 - 被災地所管健康福祉事務所に「現地保健医療調整本部」を設置
- ② 健康福祉対策部と男女参画・こども対策部の統合
- ③ 健康福祉事務所の役割変更に伴う救護所の設置場所の変更
 - (旧)健康福祉事務所又は適当な場所→(新)適当な場所
- ④ 保健医療福祉ボランティアに関するルールの追記
 - 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
 - 県・市町・関係者の指示に従うこと

4

(3) 保健医療調整本部の業務と新体制での対応

保健医療調整本部の主な業務

- 医療（支援者）との連携が必要な事項
- 避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項
- 部全体の共通課題として情報共有が必要な事項

これまでの避難所での課題

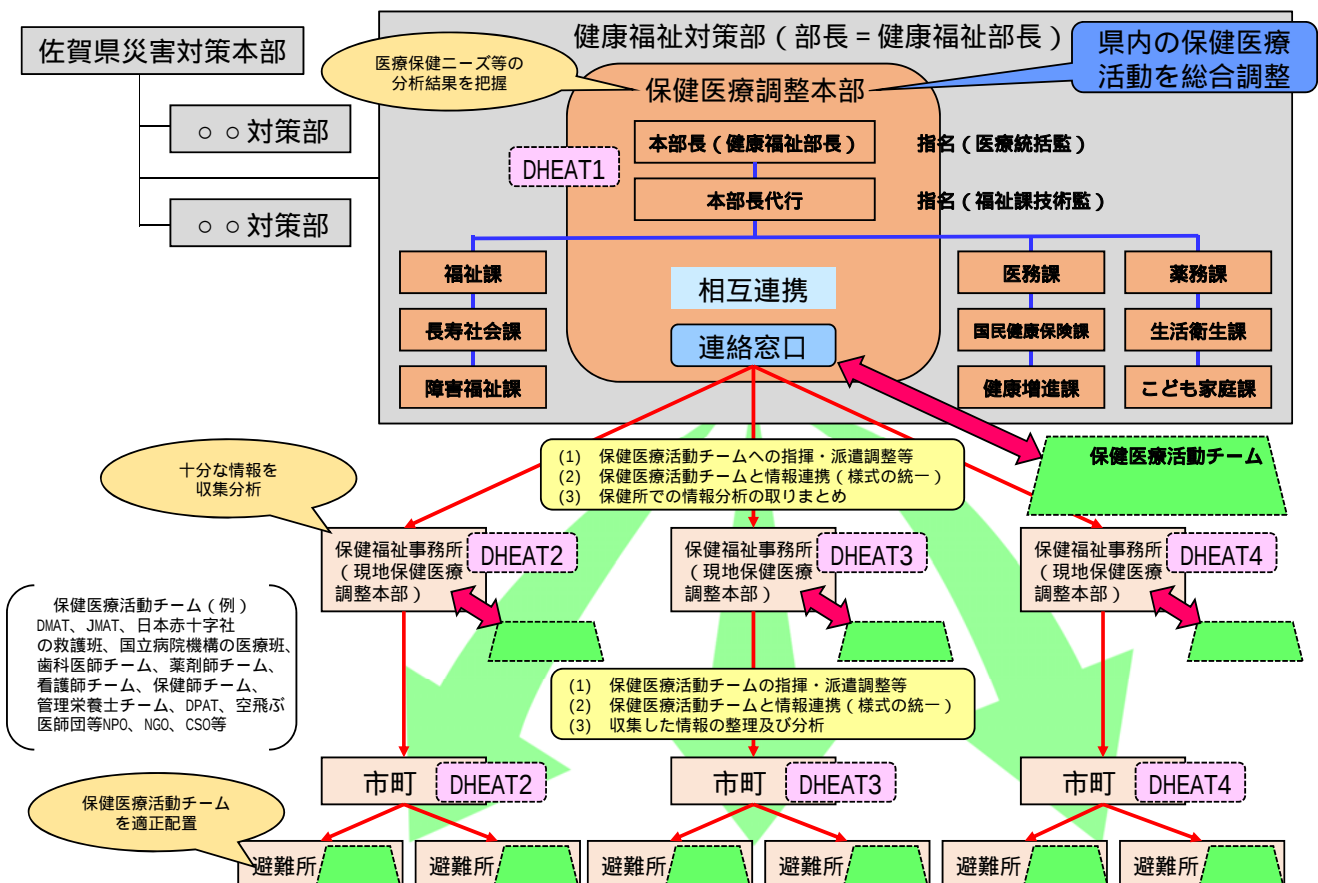
- 避難所A:
 - ・ 母子、老人、精神、難病等様々な課題
 - 誰に伝えれば良いか？
- 避難所B:
 - ・ 色んなところから指示が来る
 - 指示を一本化して欲しい！
- 避難所C:
 - ・ 感染症の集団発生
 - 誰か支援に来て欲しい！
- 避難所D:
 - ・ とても混乱→課題の把握もできず、声を上げることができない！
- 避難所EやF
 - ・ 避難所Eでの課題がその後避難所Fでも発生
 - 未然に分かっていれば・・・

新体制（保健医療調整本部）での対応

- ・ 県庁各課をまたがる課題について**総合的に対応**
- ・ 部全体での**統合指揮**
- ・ 外部からの**支援者等の派遣（調整）**により対応体制を強化
- ・ 全体を**俯瞰し、課題を積極的に把握**
- ・ 被災地全体を見渡した**予防的な対応**

5

(4) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制



H31.3.22現在

6